

令和8年度みやぎ震災伝承連携推進事業補助金 Q & A

(1) 事業概要

Q 1 この補助金の対象事業についてはどうか

A 1 【基本型】

他の模範となるような先進的な伝承活動で次の1つ以上に該当するもの

- (1) 震災の記憶・経験の蓄積と発信
- (2) 伝承や防災・減災に関する人材の育成と防災教育の推進
- (3) 多様な主体の連携による伝承の推進

※東日本大震災の記憶・教訓の伝承に関する事業が対象です。

【子ども・若者伝承型】

基本型の要件に加え、次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 主たる目的が子ども・若者(おおむね13歳からおおむね22歳までの者をいう。以下同じ。)への震災伝承であり、企画運営に参画する等の子ども・若者の能動的な関わりが認められる事業(以下「子ども・若者伝承事業」という。)を実施すること。
- (2) アンケート等の実施により、子ども・若者伝承事業の効果測定を行うこと。
- (3) 複数の事業を補助対象事業として申請する場合は、子ども・若者伝承事業に係る経費が、補助対象事業費全体の5割以上であること。

Q 2 「他の模範となるような先進的な伝承活動」についてどのように判断するのか。

A 2 以下の観点により審査を行います。

- ・他の伝承団体等に波及・展開することができる事業か。
- ・これまでにない視点や手法で行われている事業か。

(2) 補助対象者について

Q 3 任意団体は補助対象者になるのか

A 3 任意団体でも補助対象者となります。

Q 4 株式会社は補助対象者になるのか

A 4 株式会社でも補助対象者となります。

(3) 補助対象経費について

Q 5 経費はどこまで認められるか。

A 5 申請する事業に直接係るもので補助対象期間における経費が対象です。

団体運営に係る経費、申請外の事業に係る経費は対象外です。

判断に迷う場合には県に御相談ください。

経費項目別の対象経費の考え方については、以下を参照してください。

○人件費

- ・補助団体が直接雇用し補助事業に従事している方の人件費が対象です。経費の確認のため、後日、議事録（代表者の人件費が確認できるもの）や雇用契約書等の書類を提出いただきます。
- ・補助事業に従事した時間の給料が対象経費です。出勤簿、勤務日報等により、補助事業に従事した業務内容及び時間の確認が必要です。「給料の時間単価×補助事業への従事時間」で人件費を計上してください。

※団体運営、申請外の事業に係る活動時間は対象外です。

- ・時間単価（補助事業に従事する1時間あたりの人件費）の上限額は、従事者の職責及び活動内容を勘案した上で、以下のA～Cの金額となります。

- A 常勤で組織管理的業務を主とする者 2,000円
- B 常勤で組織管理的業務以外を主とする者 1,500円
- C 非常勤、アルバイト等 1,200円

※雇用契約書等により給料が月額で定まっている場合は時給に換算して申請してください。

<重要> 上記で算出のうえ、1人当たりの1月の人件費は200,000円と雇用契約書等の基本給（手当を除く）を比較して少ない方の額を超えないものとします。

○諸謝金

- ・講師等謝礼金に係る時間単価の上限額は、講師等の専門性を勘案した上で、以下のA～Cの金額となります。

- A 大学教授、民間又は民間団体（NPOを含む）の著名人（中央及び複数の都道府県にまたがって活躍） 9,000円
- B 大学准教授、民間又は民間団体（NPOを含む）の有識者（主に県内で活躍） 8,000円
- C 大学講師、民間又は民間団体（NPOを含む）の構成員（A・B以外） 7,000円

- ・ボランティア等への謝礼金に係る時間単価の上限額は1,200円です。
- ・補助対象事業の活動時間のみが対象です。（活動準備時間は対象外となります。）

○旅費

- ・ガソリン代は、「キロ単価（団体が設定、上限15円/km）×走行見込み距離」で計上してください。「キロ単価×走行距離実績」により算出された金額を補助対象とします。事業実施に際しては運転記録簿を作成してください。

○消耗品費

- ・単価が5万円未満の消耗品等が対象です。

○その他

- ・光熱水費、広告費・印刷製本費、通信運搬費、賃料及び施設使用料、行事保険料、その他県が必要と認める費用となります。金額については、社会通念上妥当な額としますが、疑義がある場合、県に

御相談ください。

(4) 申請書添付資料

Q 6 事業計画書（様式第3号）の「事業内容」にはどのような内容を記載すればよいのか。

A 6 申請事業の内容について、①～③に該当する項目の観点から詳細に記載してください。特に「事業概要」の詳細を網羅するようにしてください。

Q 7 事業計画書（様式第3号）の「実施体制」にはどのような内容を記載すればよいのか。

A 7 自団体の体制及び関係団体との役割分担等について、関係図を用いるなどして詳細に記載してください。特に人件費を計上している場合には、「収支計画書」に記載された人員の役割等について必ず記載してください。

Q 8 本人確認書類は何を提出すればよいのか。

A 8 法人の場合は登記事項証明書又は定款、任意団体の場合には、団体の規約等を提出してください。

(5) 子ども・若者伝承型

Q 9 本メニューが創設された目的は何か。

A 9 震災からの時間の経過とともに、関心の薄れ、語り部の高齢化等、伝承活動を継続する上での課題が顕在化しつつある中、震災を知らない世代への伝承や、次世代の伝承の担い手を育成する取組みを重点的に支援するため、子ども・若者を対象とする事業については、補助上限を3,000千円に引き上げ、拡充するものです。

Q10 子ども・若者伝承型と基本型の重複申請をすることはできるか。

A10 子ども・若者伝承型を申請する際、基本型としての採択も希望することができます。この場合、子ども・若者伝承型としての採択に至らなかったときに、基本型として採択することがあります。

Q11 事業に関わる子ども・若者の人数について要件はあるか。

A11 要件として設定はしていませんが、子ども・若者伝承型として採択するに当たって、事業に関わる子ども・若者の人数を積極的又は消極的な事情として斟酌することがあります。

Q12 「企画運営に参画する」とは具体的に何か。

A12 事業の企画及び運営において、子ども・若者が意見を出す、役割を担う等の形で関与することを指します。具体的には、企画会議に参加すること、内容を立案すること、広報活動や発表等の事業の運営に携わることなどが考えられます。

Q13 「能動的な関わり」とは具体的に何か。

A13 受動的な参加にとどまらず、主体的に役割を担い事業に関与することを指します。行事への参

加・出席・受講等のみでは対象となりません。

Q14 年齢要件を満たす若者を職員として雇用し事業に従事させる場合、本メニューの対象となるか。

A14 若者を雇用して事業に従事させることのみをもって、当該事業が「子ども・若者伝承型」の趣旨を満たすものとは評価されません。

ただし、事業計画において、雇用された若者が事業の企画立案や意思決定に主体的に関与するなど「能動的な関わり」が認められる場合には、選考委員会において個別に判断することがあります。

Q15 事業に関わる子ども・若者に謝金等を支給することは可能か。

A15 要綱に定める基準の範囲内で可能です。

Q16 アンケートにはどのような項目を設定すればよいか。

A16 様式は任意ですが、事業効果の把握及び評価のため、以下の項目は共通して設定してください。

- ①満足度
- ②震災や防災に関する理解度
- ③今後の防災・伝承に関する活動の意向
- ④企画や運営への関与の程度
- ⑤基本属性（年齢・所属等）

なお、アンケート例についてもご参照願います。

（6）その他

Q17 本補助金では何団体程度採択するのか。

A17 基本型で9者程度、子ども・若者伝承型で2者程度を想定しております。

Q18 本補助金の審査はどのように行うのか。

A18 県職員と外部有識者による書面審査により交付決定者を決定します。（申請者によるプレゼン審査は行いません。）なお、事務局職員によるヒアリングを実施する場合があります。

Q19 やむを得ない事情で計画に変更がある場合にはどのようにすればよいか。

A19 まずは県に相談してください。ただし、経費項目ごとの増額は原則として認めておりません。

Q20 補助事業について、成果発表等を行うのか。

A20 本事業は、持続的な震災伝承の推進体制を構築するため、伝承団体等が実施する他の参考となりうるような先進的な震災伝承の取組に対し、その経費を補助するものであるため、令和9年3月に県が開催予定の「震災伝承みやぎコンソーシアム全体会」において、補助対象者から事例発表いただく予定としております。